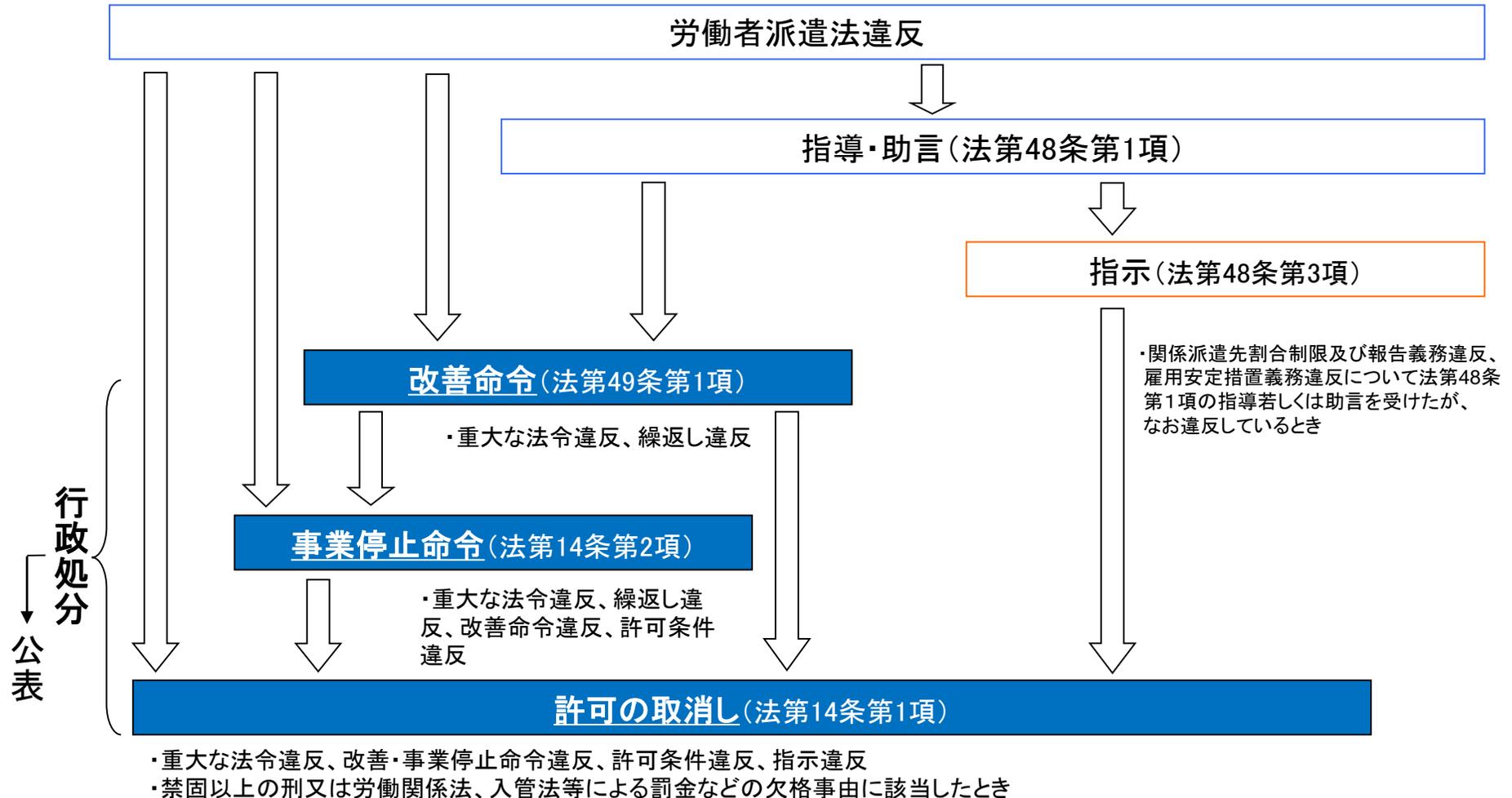


法令違反の派遣元事業主に対する 対応について

法令違反の派遣元事業主に対する対応について

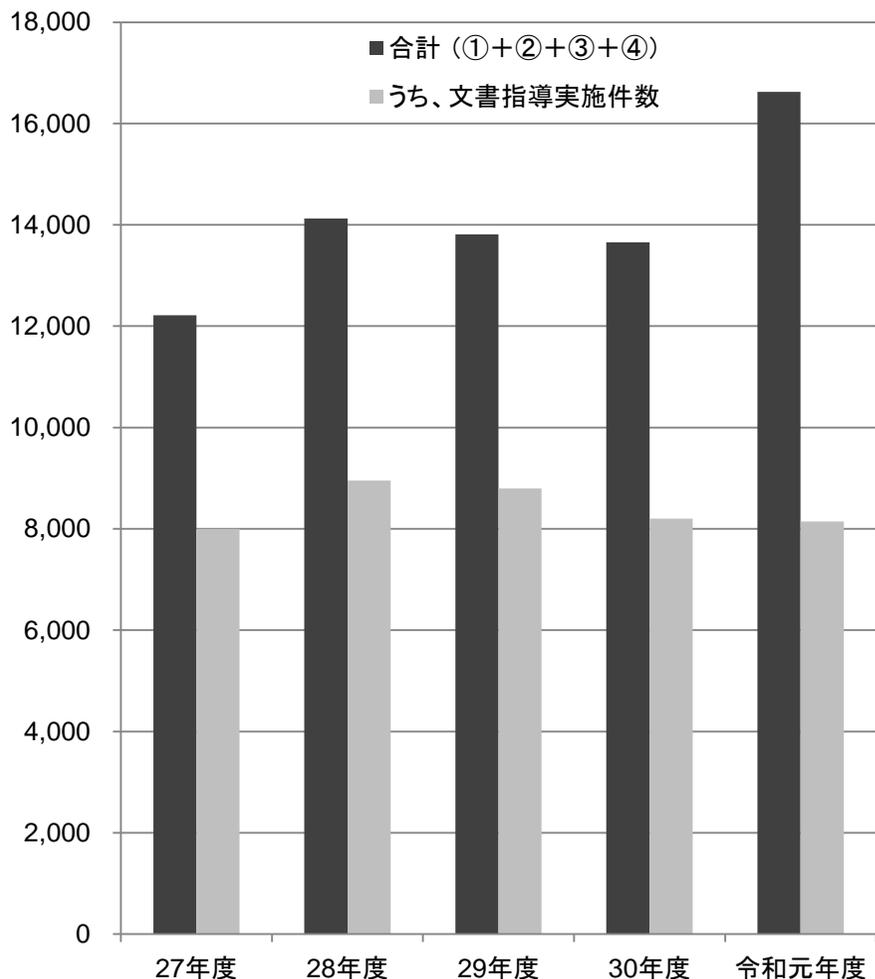
- 厚生労働大臣は、派遣元事業主に法違反等が認められた場合は、指導・助言、改善命令、事業停止命令、許可の取消し等を行うことができる。



※特に悪質な法令違反の場合（罰則あり）には、**告発**

○ 労働者派遣事業に係る指導監督実施件数等について

労働者派遣事業に係る指導監督実施件数



労働者派遣事業に係る指導監督実施件数
(派遣元、派遣先、請負事業者、発注者別)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
① 派遣元事業主指導監督件数	8,373	9,555	10,091	10,139	11,614
うち、文書指導実施件数	5,732	6,621	6,772	6,120	6,140
② 派遣先指導監督件数	1,751	2,217	1,953	1,784	2,148
うち、文書指導実施件数	1,442	1,668	1,470	1,532	1,560
③ 請負事業者指導監督件数	1,295	1,551	1,125	1,103	2,309
うち、文書指導実施件数	459	374	325	327	257
④ 発注者指導監督件数	794	804	643	631	555
うち、文書指導実施件数	369	290	232	219	186
合計 (①+②+③+④)	12,213	14,127	13,812	13,657	16,626
うち、文書指導実施件数	8,002	8,953	8,799	8,198	8,143

○ 派遣元事業主の法令内容別違反状況

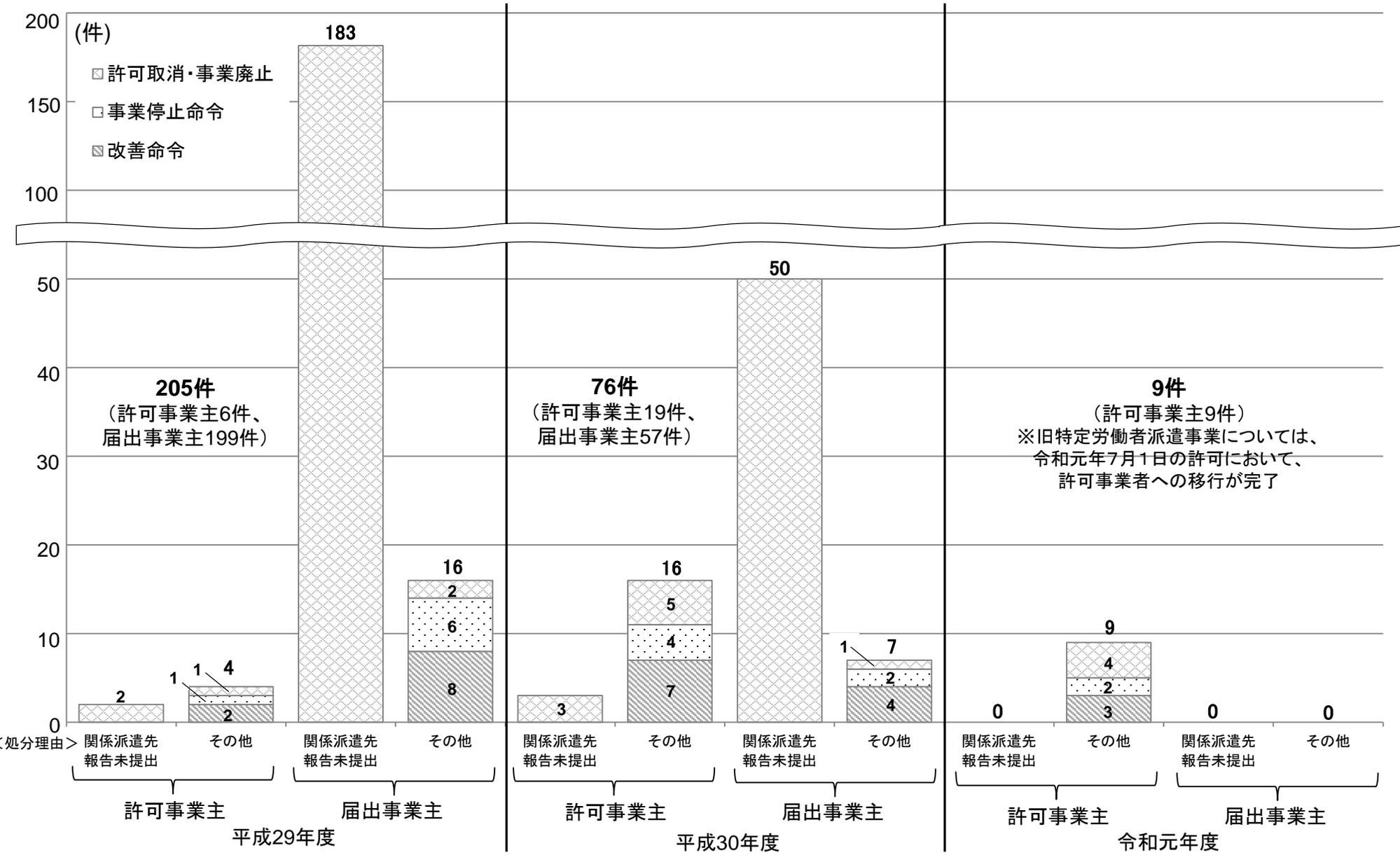
(法条項別違反上位5位)

法条項	内 容	件数
法第34条	派遣労働者に対する就業条件等の明示	3,030件
法第37条第1項	派遣元管理台帳	2,570件
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の際の記載事項	2,240件
法第35条	派遣先への通知	1,525件
法第23条第5項	マージン率等の提供	1,033件

(罰則の重い法条項等別違反状況)

法条項	内 容	件数
法第4条第1項	禁止業務への派遣	11件
法第5条第1項	無許可派遣	59件
法第15条	名義貸しの禁止	1件
法第35条の2	事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を行うこと	13件
法第35条の3	個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を行うこと	10件

○ 許可制・(旧) 特定別行政処分件数の推移

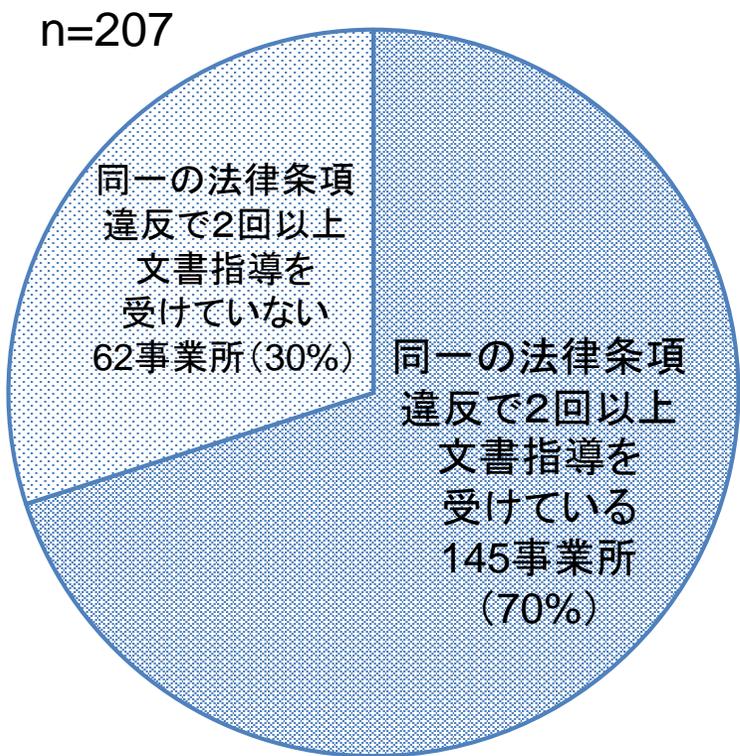


資料出所: 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ(令和元年度)

○ 都道府県労働局における複数回指導実施派遣元事業所の状況

平成26年度から平成30年度までの間に2回以上文書指導を受けている派遣元207事業所のうち、同一の法律条項違反で2回以上文書指導を受けている数は145事業所(70%)

平成26年度～平成30年度までの指導状況



法条項別複数回指導実施件数(上位5位)

法条項	内 容	件数
法第34条	派遣労働者に対する就業条件等の明示	101件
法第37条第1項	派遣元管理台帳	77件
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の際の記載事項	76件
法第35条	派遣先への通知	53件
法第34条の2	労働者派遣に関する料金の額の明示	24件

※同一の派遣元事業所において、複数の違反がある場合には重複計上されている。

過去の主な指摘

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 27 年9月8日参議院厚生労働委員会）

- 法令違反を繰り返す派遣元事業主に対しては、厳正なる指導監督の強化、許可の取消しを含めた処分の徹底を行うとともに、企業名の公表についても検討すること。

法令違反の派遣元に対する対応

- 法令内容別の違反件数としては、就業条件明示や派遣元・派遣先管理台帳関連など手続き面に関する違反が多く、同一の法律条項違反を繰り返す派遣元事業所も一定割合で存在する。
- また、許可取消し等の行政処分（改善命令、事業停止命令、許可取消し）に至る事案（年間10～20件程度）については企業名を公表している。
- こうした状況を踏まえ、法令違反の派遣元事業主に対する指導監督や企業名公表の在り方について、どのように考えるか。